夢洲 IR カジノ「実施協定」の骨子案

大阪府などは 8 日、実施協定案を国に認可申請したが、どうも気になることがある。IR カジノ事業者が、開業する「最終判断」(解除権)を 2026 年 9 月まで延ばすよう要望している段階なのに、国は実施協定案を認可できるのか。実施協定の骨子案 22 ページには、SPC(事業者)の事業前提条件に基づく解除として、次のように明記されている。

ア　SPC は、本条件解除期限(2026 年 9 月末日)までの間、本条件(税務上の取扱い、カジノ管理委員会規則、資金調達、開発、新型コロナウイルス感染症、財務、重大な悪影響に関する条件)のうち、いずれかが成就していないと判断する場合には、本実施協定を解除できる。

イ　本条件のいずれかが成就していないか否かの判断は、SPC が、本条件の成就のために府及び市と相互に緊密に協力･連携するとともに合理的に可能な範囲で努力を行った上で、誠実かつ合理的な裁量により行う。

ウ　府は、SPC が本件 IR 施設の全部開業に向けた活動を行っておらず、当該活動を行わないことについて合理的な理由がないと判断する場合、SPC に対して協議を申し入れることができ、当該協議にもかかわらず、SPC が府に対して、本件 IR 施設の全部開業に向けた活動を行う旨の意思表示を行わない場合(本件 IR 施設の全部開業に向けた活動を行う意思がないことが客観的に明らかな場合を含む。)、本実施協定を解除できる。

第 99 条の 2(SPC の事業前提条件に基づく解除)

1　SPC は、次の条件(上記アの本条件)のうち、いずれかが成就していないと判断する場合には、府に対し、解除の効力発生日の 3 か月前までに、解除の効力発生日及び成就しないと判断した理由を書面により通知するものとし、この場合、府に対する当該通知をもって当該効力発生日において本実施協定を解除することができるものとする。但し、解除の効力発生日は、2026 年 9 月末日以前の日とする。なお、本条件のいずれかが成就していないか否かの判断は、SPC が、本条件の成就のために府及び市と相互に緊密に協力・連携するとともに合理的に可能な範囲で努力を行った上で、誠実かつ合理的な裁量により行うものとし、また、全ての条件を一定程度充足しているものの各条件の充足度を総合的に考慮すると設置運営事業の実施が困難であると SPC が誠実かつ合理的な裁量により判断する場合には、本条件の不成就とみなす。

(一部割愛・修正。以下、7 つの条件)

(2023 年 9 月 16 日)